6．たな卸資産の評価基準及び評価方法
⑴　医薬品及び診療材料
評価基準　低価法
評価方法　移動平均法
ただし、当面の間、評価方法は最終仕入原価法による。
⑵　貯蔵品
評価基準　低価法
評価方法　最終仕入原価法
7．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。
8．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法
⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法
近隣の地代や賃借料を参考に計算している。
⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率
決算日における10年もの国債（新発債）の利回りは▲0.050％であったが、「国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の算定に係る利回りについて（通知）」（平成28年４月14日付け文科高第63号）に基づき、０％で計算している。
9．リース取引の会計処理
リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
10．消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式による。
（注記事項）
1．貸借対照表関係

⑴　引当外退職給付引当金の見積額	10,518,383千円
⑵　引当外賞与引当金の見積額	802,286千円
⑶　債務保証の総額	1,493,134千円
⑷　担保に供している資産	
土地	3,022,457千円
建物	9,151,953千円
担保提供資産に対応する債務残高	10,168,504千円
⑸　利益剰余金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの	
①　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの	
附属病院に関する借入金の元金償還額の累計	8,017,251千円
当該借入金により取得した資産の減価償却費の累計	1,980,854千円
利益剰余金に与える影響額（差引き）	6,036,397千円
②　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの	
法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額の累計	756,436千円
③　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる未収附属病院収入のうち、国からの出資でなく譲与としたことによるもの	405,727千円
④　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる医療品及び診療材料について、国からの出資でなく譲与としたことによるもの	177,406千円
	7,375,968千円

2．損益計算書関係
⑴　当期総利益のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの

①　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの	
附属病院に関する借入金の元金償還額	377,940千円
当該借入金により取得した資産の減価償却費	88,006千円
当期総利益に与える影響額（差引き）	289,933千円
②　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの	
法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額	258千円
	290,191千円

⑵　運営費交付金収益（臨時利益）
国立大学法人会計基準第78第３項の規定に基づき、運営費交付金債務の残高を全額収益に振り替えた額である。
3．キャッシュ・フロー計算書関係
⑴　資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金勘定	3,044,216千円
定期預金	△ 1,403,500千円
資金期末残高	1,640,716千円

⑵　重要な非資金取引

①　現物寄附の受入による資産の取得	
工具器具備品	28,001千円
図書	2,328千円
合計	30,330千円
②　ファイナンス・リースによる資産の取得	
工具器具備品	172,469千円

4．国立大学法人等業務実施コスト計算書関係
機会費用の計上方法は重要な会計方針に記載している。
5．固定資産の減損
減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額の概要
用途：事務局長宿舎　　種類：土地　　場所：高知県高知市西町　　帳簿価額：21,261千円
認められた減損の兆候の概要：使用中止により遊休状態
減損の認識に至らないとした根拠：回収可能サービス価額が帳簿価額を上回っている
6．重要な債務負担行為
該当なし